**質　問　書**

２０２０年３月１９日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

事務局長　近藤　徹

東京都教育委員会教育長　藤田　裕司　殿

＜ＣＥＡＲＴ（ＩＬＯ・ユネスコ合同専門家委員会）の勧告について＞

１．１月２７日の要請において、「ＩＬＯ・ユネスコ合同委員会の勧告（２０１９年３月）に従い、『教員組織』や該当者との『対話の機会』を持つこと（括弧内は同勧告より引用）」（同要請項目１１）を要請したが、２月２１日の回答は「請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。（所管：指導部指導企画課、人事部職員課）」と述べているが、要請に正対した回答とは言えない。再度要請に添った回答を求める。

２．１月２７日の口頭要請に対してＣＥＡＲＴ（ＩＬＯ・ユネスコ合同専門家委員会）の勧告について文部科学省から人事部勤労課に「２０１９年９月３０日に文部科学省からメールで情報提供あった」とし、「関係が深いと思われる人事部職員課及び指導部指導企画課宛に転送している」と回答している。また、文部科学省から送付があった資料のうちＣＥＡＲＴ勧告は英語版とのことだった。

３．ＣＥＡＲＴの勧告は権威ある国際機関の勧告として東京都は重く受け止めるべきである。

　　よって、以下の質問に答えられたい。

1. ＣＥＡＲＴ勧告の日本語への翻訳を行なったか。同勧告について文部科学省に問い合わせなどをしたか又は今後問い合わせをする予定があるか。
2. 人事部職員課及び指導部指導企画課は、ＣＥＡＲＴの勧告を検討したのか。
3. 検討したなら、どのように受け止めたのか。
4. 今後、教育委員会の施策にどのように反映させるのか。

＜卒業式に係わる指導部指導企画課長名の「事務連絡」（２月２８日）について＞

東京都教育委員会は２月２８日、「新型コロナウイルスに関する都内公立学校における今後の対応（第49報）」を発表し、「1　都立学校の基本方針」として「更なる感染防止拡大」のため卒業式は「参列者の制限や時間の短縮により実施」とした。

　そして、指導部指導企画課長名で都立高等学校長・都立特別支援学校長・都立高等学校付属中学校長・都立中等学校長宛「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」という事務連絡（以下、事務連絡①という）を発出し、記の２で「本年度に限り…『10.23通達』に示す取り扱いと異なる方法で卒業式を実施する場合は…」として回答例・例１では「…国旗を掲揚できなかった場合･･･」、例２では「国歌を含め…斉唱や合唱を行わなかった場合」を挙げ、「※　本年度に限り、上記回答を不適切な状況として取り扱わない」とした。

　ところが、同日、指導部指導企画課長名で都立高等学校長宛に「事務連絡②」を発出し、「現時点で、都立学校における卒業式の国旗国歌の取り扱いについては、『国旗掲揚の下に、体育館で実施する。』『国歌斉唱を行う』という方針に変更ありません。」と指示し、「説明不足であったことをお詫び」した。

事務連絡①で「感染防止」のための「緊急対策」として「連絡」した内容が事務連絡②では「国旗掲揚…、体育館で実施…」「国歌斉唱を行う。」に変えられたのである。

　その結果、これまでの式次第にあった校歌斉唱、保護者代表式辞、卒業生代表答辞、在校生代表送辞、式歌（卒業の歌）斉唱、などをカットし、①国歌斉唱、②校長式辞、③卒業証書授与、などに縮小して実施した学校も多い。「感染防止」と言いながら何が何でも「君が代」だけは歌わせるという都教委の異常さが際立っている。

　よって、以下の質問に答えられたい。

1. 事務連絡①・例1で「各教室で…式を実施したため、国旗を掲揚できなかった場合」を想定していたにもかかわらず、事務連絡②で卒業式を「国旗掲揚の下に、体育館で実施する」と指示した理由は何か。
2. 事務連絡①・例2で「国歌を含め…斉唱や合唱を行わなかった場合」を想定していたにもかかわらず、事務連絡②で「国歌斉唱を行う。」と指示した理由は何か。特に、事務連絡①・例2の「飛沫感染を防ぐため…」を受けて、校歌斉唱、式歌（卒業の歌）斉唱などを取り止めた学校にも「国歌（君が代）斉唱」実施を指示した理由は何か。
3. 同日のうちに内容の大きく異なる、しかも「感染防止」の目的を後退させる内容の事務連絡を出し、学校現場を混乱させた責任は免れない。都教委として上記事務連絡①，②発出の経緯及び、それに関する見解と責任の所在を明らかにされたい。

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０２０年３月３０日（月）。上記近藤までメール及び文書（郵送）で回答すること。